

キリスト教特殊講義**

I 「政治的なもの」とキリスト教

3 国民国家とアナーキズム

(1) 近代と国家論

1. 近代：絶対王制から国民国家へ

近代の主権論

ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換』細谷貞雄・山田正行訳、未来社。

高橋 徹『意味の歴史社会学——ルーマンの近代ゼマンティック論』世界思想社、2002年。

大澤真幸『ナショナリズムの由来』講談社、2007年。

市川裕他編『ユダヤ人と国民国家——「政教分離」を再考する』岩波書店、2008年。

ジョルジョ・アガンベン『ホモ・サケル』高桑和己訳、以文社、2003年。

『例外状態』上村忠男・中村勝己訳、未来社、2007年。

「ネーションやナショナリズムは、十八世紀末から十九世紀にかけて、広義のヨーロッパ——「新世界」の植民地を含むヨーロッパに——成立した。とはいえ、同質的な文化の範囲と領土主権国家がほぼ合致するという現象は、西ヨーロッパでは、これに先立つ絶対王政期に、すでにある程度認めることができる」、「そこで、われわれは、ナショナリズムの成立を、二つの段階に分けて捉えることにした。絶対王政期（十七—十八世紀のヨーロッパ）に、ナショナリズムの前駆的な実現を見ることができ、ついで、十八世紀末から十九世紀にかけて、その本来的な実現を認めることができる。」（大澤、2007、396）

(2) 国家と民族

2. 民族と国民（市民）——概念の混乱とその整理——

塩川伸明『民族とネーション——ナショナリズムという難問』岩波新書、2008年。

「エスニシティ」「とりあえず国家・政治との関わりを括弧に入れて、血縁ないし先祖・言語・宗教・生活習慣・文化などに関して、「われわれは〇〇を共有する仲間だ」という意識が広まっている集団をさす」「そうした主観がかなりの範囲の人々に広がるなら」(3-4)

「エスニシティを基盤にし、その「われわれ」が一つの国ないしをそれに準じる政治的単位をもつべきだという意識が広まったとき、その集団のことを「民族」と呼ぶことにする」(6)

「「国民」とはある国家の正統な構成員の総体と定義される。近代社会における国民主権論と民主主義観念の広まりを前提すれば、国民とはその国の政治の基礎的な担い手ということになる」(7)

「ネーションにエスニックな意味合いが色濃く含まれている場合には「民族」、ネーションがエスニシティと切り離して捉えられる場合に「国民」とする」(9)

「区切りの難しさ——恣意性と固定性」

「英語のネーション／ナショナルティやフランス語のナシオン／ナシオナリテは、エス

ニックなニュアンスがあまりなく、「民族」より「国民」の方に近い」（14）

「ドイツおよびロシアでは、ナツィオン／ナツィオナリテート（独）、ナーツィヤ／ナツィオナーリノスチ（露）の語にエスニックな意味が色濃く付着している」（15）

「概念上の問題」

「ナショナリズム」

「ある民族の分布範囲と国家の領域との関係」「両者の大小関係を基準」として「四つの類型」

「パトリオティズムとナショナリズム」

「民族」の捉え方をめぐる対抗図式」

歴史解釈に関する「原初主義」と「近代主義」、運動の原動力の解釈としての「表出主義」と「道具主義」、哲学的な認識論の次元での「実在論」（本質主義）と「構築主義」（29）

「国民国家」の前提条件」「長期的な社会変化と短期的な政治変動の影響」（39）

「ヨーロッパ」といっても、個別の状況の差異はかなり大きい」（42）

「フランス」「国民」統一の基礎としては、エスニックな一体性ではなく「共和主義」という理念が何よりも重視された」（43）

「イギリス」「複合的ネーション構造の漸進的形成」「最先進国」であることに伴う特殊性」（47）

3. 虚構と現実の二分法を超えて

芦名定道 『宗教学のエッセンス——宗教・呪術・科学』北樹出版、1993年。

「神話と民族」（57-65 頁）

「科学＝真理、神話＝虚構」という近代の合理主義的二分法」（57）

「血縁、地縁の関係は民族意識を生じるには十分ではない」、「明治の近代国家の形成期における「大和民族」という理念の創出」、「存在のルーツ——現にこのようなものとして存在する民族としての自己がそこから生じてきた起源（究極的現実・根源的事実）」、「ルーツを共有する共同体としての民族意識そのルーツについての神話によって表現され、神話を通して自覚されるにいたる。ここから、「民族の成立＝神話の成立」という等式が導き出される」（59）

小坂井敏晶『民族という虚構』東京大学出版会、2002年。

「民族の本質論的見方を批判」（3）

「人種とは客観的な根拠を持つ自然集団ではなく、人工的に区分された統計的範疇にすぎない」（4）

「分類という行為は、対象の客観的性質のみに依拠して行われるのではない。分類する人間の主観的決定がなければ分類は根本的に不可能なのだ。言い換えるならば、人間の認知様式から自由な観点に立つと、すべての対象の類似度は同じになる」（6）

「みにくいアヒルの子の定理」「2つの客体をどのようにとってきても、それらが共通に持っている述語の数は同じである」（渡辺慧『知ること 認知学序説』東京大学出版会、1986年、63 頁）

池田清彦『分類という思想』新潮選書、1992年。

「差異化の運動が同一性を後から構成する」(11)

「同じ集団に属するという感覚を特に持っていないでも、一括して威嚇されるような事態に遭遇するとき、外敵に対する対立項として「我々集団」は構成され、我々が一つの集団に属しているとの認知が生じる」(13)

「ユダヤ人移民によって建設されたイスラエルという国」、「言語・宗教・習慣・身体的特質などに関して多様な背景を持つ人々が集まって成り立っているにもかかわらず単一民族として表象されている」(14)

「境界が曖昧になればなるほど、境界を保つために差異化のベクトルがより強く働く。人種差別は差異性の問題ではない。その反対に同質性の問題である。差異という与件を原因とするのではなく、同質を差異化する運動のことなのである」(22)

(3) 国家は克服可能か？

4. リベラリズムの国家批判

絶対王制批判から市民革命へ、市民革命からさらに先へ

cf. 宗教改革は継続する

アナーキズムの妥当性：社会主義的アナーキズムからアナコル・キャピタリズムまで

Anarchie, Anarchismus

HWPh.Bamd 1, pp.267-294.

Obwohl der Begriff <Anarchismus> (=As.) bisher schon gelegentlich gebraucht war, hat er weitere Verbreitung erst in der ersten Hälfte des 19.Jh. gefunden. (274)

George Woodcock (ed.), *The Anarchist Reader*, Fontana Press, 1977.

5. アナーキズムの挑戦

Robert Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books, 1974.

森村進編『リバタリアニズム読本』勁草書房、2005年。

「最小国家 (minimal state)」、「無政府主義(アナーキズム)と無政府資本主義 (アナコル・キャピタリズム)」

井上達夫『他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム』創文社、1999年。

「人間の栄光と悲惨は、言葉の力の不可思議な両義性として現れる」(28)

「言葉が傲慢化するとき、専制の最悪の形態が現出する」(30)

「リベラルな寛容の認識論的基礎をなるのは、相対主義ではなく、ジョン・スチュアート・ミルの古典的洞察が示すように、この客観主義 (=理性を超えたものを畏怖する謙虚な精神、引用者補足) によって初めて可能にされる我々の価値判断の可謬性・不完全性の自覚である。相対主義は客観主義を否定し、価値判断の真理性ないし妥当性を判断主体の意志に還元することにより、この可謬性・不完全性の自覚を無意味化・無用化する。相対主義は啓蒙的理性のもつもう一つの傲慢な顔である主意主義、即ち、人間の意志をすべての価値の創造者とする発想の帰結であり」(35)

「相対主義と絶対主義の反転可能性」「本来謙虚であった言葉がいつの間にか傲慢なものに転化する」(36)

「無制約的な権力としての国家の全能性の想定」「神の言葉に代位せんとする人の言葉が、自己を実現する手段とみなすのは、この世における神としての、全能なる「主権的」国家だからである」(37)

「リベラリズムはラディカルな社会改革家の情熱を満足させない。それは彼らにとって、中途半端で偽善的な哲学である。それは、リベラリズムが二つの「純粹」な極の間を歩もうとするからである。一つの極は左右の全体主義であり、もう一つの極はアナキズムである」「アナキズムからのそれの方が、より内在的であると同時に、根源的である」(52)

「リベラリズムはこれまで、若干のリバテアリアンの論客による応答と乗り越えの試みを除いて、アナキズムを十分真剣に受けとめてきたとは言い難い。その最大の理由は、アナキズムのユートピア的空想性、超現実性の想定である」「一般的想定」(53)

「醒めたアナキズムは、国家なき社会を求めるが、強制あるいは社会統制一般の廃棄を必ずしも主張しているわけではない。国家という暴力集中機構による組織的強制がなければ、社会秩序は、維持できないという前提を、このアナキズムは斥けるが」、「この理想を完璧に実現できない人間の弱さを自覚した上で、醒めたアナキズムは教育その他の社会化の方法に加えて、一定の統制手段の必要性を承認する。ただ、国家による統制とは異なった社会統制の形式をそれは求める」(54)

「市場アナキズムは、他の財の場合と同様、生命・身体・財産の安全についても、「自給自足」の限界を自覚し、社会的供給の必要性を認めるが、その社会的供給源を、国家にではなく市場に求める」(55)

「最小限国家を擁護するロバート・ノージックは、市場的アナキから、最小限国家がこのような自生的過程を経て、誰の権利も侵害することなく成立できることの論証を試みた」(59)

「共同体アナキズムにおける共同体とは、一定の人間関係の様態であり、三つの核心的な特質によって性格付けられる。すなわち、第一に、信念と価値の共有、第二に、成員間の関係の直接性と多面性、そして第三に、互酬性(reciprocity)である」(62)

「共同体には、刑罰や強制執行などとは異なる、国家権力に依存しない有効な統制方法が存在するとされる」(64)

「個の自由を基底に据える個人主義的アナキズムと、平等者の共同体的連帯の理念を重視する集団主義的アナキズム」「二つの極をもつ連続体がある」(76)

「アナキズムとは、個と共同体、自由と平等という緊張を孕んだ理念対の総合の企てである」(78)、「バクーニン」

「リベラリズムとアナキズムは、哲学的双生児であると言える」「競合する同じ理論対の総合という、同じ課題」(79)

「リベラリズムとアナキズムはともに国家を悪とみなす。しかし、この悪の必要性について両者は鋭く対立する」、「国家に対する代替的秩序構想の実効性についての見解の相違」「リベラリズムにとって、アナキズムの結論は否定されるべきものであっても、そのモチーフは生かされるべきものなのである」(80)

「権力批判の政治哲学としてのリベラリズム」

6. アーレントと連邦主義

千葉眞『アーレントと現代——自由の政治とその展望』岩波書店、1996年。

「アーレントと現代——主権国家システムと連邦制」（187-208 頁）

「近代主権国家パラダイムの揺らぎと不確実性」「主権国家パラダイムは、過去三世紀にあたって政治社会の結束と統合をもたらすべく、統治方式として作用してきた」（187）

「その新時代にあって「政治的なるもの」の第一義的カテゴリーを構成していくのは、従来のように「主権国家」ではなく、むしろ世界の一般の「民衆」ないし「市民」の暮らしや生活、共通の利益、願望や発意であるといえよう」（188）

「彼女のシティズンシップの理論は、形式的ないし法的シティズンシップに定位された自由主義的権利論のカテゴリーにではなく、基本的に市民の実体的政治参加のカテゴリーに属している」、「アリストテレスにまで遡ってみられる市民による連帯や政治体の構成を内実としている」

「主権者への忠誠に基づく国民（臣民）の国家への編入と権利保障とをその主たる骨子とするシティズンシップ」「J・ボダンがその主要な理論化」

「政治社会の共通課題に能動的に参与することを通じて、政治社会の真なる市民となり、政治社会は自分たちの共通世界と理解される」「市民政治の精神性」「世界への愛」という公共精神から通常の市民相互の連帯と友情の政治が醸成」（190）

「ボランティアの政治」「自発的共同社会」「能動的かつ参加的な視点」（191）

「第一次世界大戦」「主権国家システムは、結局のところ権利の保障をどこにも期待しえぬ「国家なき人々」——難民——を、おびただしく生み出した当のものであったのである」、「人権」という用語それ自体が「無力な思想主義もしくは不器用かつ精神薄弱な虚偽へと転化してしまった」（193）

「二〇世紀の難民の辛酸と手痛い経験は「市民権」……の保障なしには、「人権」の保障などありえないという冷厳な事実を、暴露したことにほかならない、「無力無援の経験」（194）

「主権国家の近代的パラダイムに対するアーレントの態度は」「アンビヴァレンスを示している」（197）

「人権」の実効ある確立と擁護のためには、主権国家の法的後見とを必要とするという基本的立場」

「支配—被支配の政治秩序に代えて、多様な平等者からなる一種の「イソノミア」（平等政体）を政治の理想と見なしていた」、「評議会国家」の可能性、「権力が支配—被支配の垂直的關係において認識されるのではなく、水平的に適用されて、種々の国家が相互の権力を牽制し合い統御し合う「連邦制」を構成して行く将来の可能性」（198）

Michael Ignatieff, *The Needs of Strangers*, Picador, 1984.

「人々の自由と「複数性」によって鼓舞されている彼女の市民政治のヴィジョン」、「どのみち絶対主義から派生した国民国家の主権概念は、今日の国際的権力関係においては、「一つの危険な妄想」にほかならない」、「権力の分権化を志向する「連邦制」「世界規模の「国家連合」、「カントやヤスパースに見いだされる」、「脱集権化を志向する「連邦制」「盟約（契約）主義」（199）

「古代イスラエル」（201）

「国家連合制」「他者との共存共生のための政治的空間（共同秩序）の構成」「連帯」（206）

「コトメントを厭わない世界の住民」

「二重のシティズンシップの理念」（206）

「国家的シティズンシップと世界的シティズンシップ」「両者の重層構造」（207）

（4）キリスト教と国家——古代イスラエルの視点から——

7. 連邦主義的アナーキズム（ランダウアー、ティリッヒ）

8. 旧約聖書における部族連合イスラエル・モデル

「ノートは、ギリシアの十二部族連合あるいは古イタリアの部族連合との関連に重点をおき、六ないし十二の部族が一つの聖所を中心としてまわりに住む、ギリシア語で、「アンフィクチオニー」という名称をそのまま採用し、一九三〇年の本でイスラエル・アンフィクチオニーを想定」、「グンネヴェクは部族連合はひとつのフィクションであり、準虚構的な面をもつというが、この認識は大事である。もちろん単なる架空の出来事ではなく、本書の主題に即していえば具体的な契約共同体の成立を考えるべきことは当然だが、思想と現実がからんだものと見たいのである」（関根正雄『古代イスラエルの思想家』講談社、115頁）

山我哲雄「イスラエル王国時代史の諸問題」、

月本昭男・小林稔編『現代聖書講座 第1巻 聖書の風土・歴史・社会』

日本基督教団出版局、1996年、61-93頁。

9. さらなる問題

王国イスラエルとその挫折をどのように解するか？

この線上で、パウロの国家論を 解釈するとどうなるか？

連邦主義的アナーキズムが成立する条件、根拠は何か。